

プロジェクト個人情報管理規則

(適用範囲)

第1条 本規則は、ソフトウェア等の開発又はシステム運用等の業務（以下、「プロジェクト」という）における個人情報の取得、利用及び提供等について定める。この規則に定義のない用語の意義に関しては、「個人情報管理規則」の定義に従うものとする。

(新規プロジェクト開始時の確認)

第2条 新規プロジェクトを開始するに際して、当該新規プロジェクトが個人情報を取り扱うことが判明した場合、各部署は「プロジェクト個人情報取扱基準」を起票しなければならない。

(プロジェクト個人情報責任者の任命)

第3条 当該新規プロジェクトにおいて個人情報を取り扱う場合、個人情報保護管理者は、当該プロジェクトのプロジェクト個人情報責任者を任命する。

(プロジェクト個人情報取扱基準の作成)

第4条 個人情報を取り扱うプロジェクトの場合、プロジェクト個人情報責任者は「プロジェクト個人情報取扱基準作成マニュアル」に従い「プロジェクト個人情報取扱基準」を作成し、個人情報保護管理者に提出する。

(プロジェクト個人情報取扱基準の確認)

- 第5条
1. 個人情報保護管理者は、「プロジェクト個人情報取扱基準」の内容を審査する。
 2. 「プロジェクト個人情報取扱基準」の内容が適切である場合、個人情報保護管理者は、「プロジェクト個人情報取扱基準」を承認し、プロジェクト個人情報責任者に通知する。
 3. 個人情報保護管理者は「個人情報一覧表」に取得する個人情報を登録する。
 4. 個人情報保護管理者は「プロジェクト個人情報取扱基準」を所定の場所に保管する。
 5. 「プロジェクト個人情報取扱基準」の内容が適切でない場合、個人情報保護管理者は、プロジェクト個人情報責任者に「プロジェクト個人情報取扱基準」の修正を指示する。

(プロジェクト個人情報取扱基準の周知)

第6条 個人情報を取り扱うプロジェクトの場合、プロジェクト個人情報責任者は、「プロジェクト個人情報取扱基準」の内容を当該プロジェクトの関係者（外注社員、派遣社員を含む）に周知する。

(個人情報の取得、利用及び提供等)

- 第7条 1. 「プロジェクト個人情報取扱基準」に定められているプロジェクトに従事する社員は同基準に従い、個人情報を取得、利用及び提供、管理、開示、訂正、削除、廃棄等しなければならない。
2. 当該プロジェクトに従事する社員は、「プロジェクト個人情報取扱基準」に定める取得目的の範囲内で個人情報の利用及び提供を行わなければならない。

(プロジェクト個人情報取扱基準の変更)

- 第8条 プロジェクト個人情報責任者は、「プロジェクト個人情報取扱基準」に変更が生じた場合には、同基準を修正する。修正後の手続きは、上記5条～7条を準用するものとする。

附則

1. この規則は、平成17年12月15日から施行する。
2. 平成18年11月1日に改定、施行する。
3. この規則を改廃する場合には、従業員の意見を聴いて行う。

以 上